

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○ 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（第一条関係）	1
○ 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（第二条関係）	8
○ 地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）（第三条関係）	9
○ 特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）（第四条関係）	10
○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（第五条関係）	12
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）（第六条関係）	13
○ 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）（第七条関係）	14
○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）（第八条関係）	15

改正案	現行
<p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四において準用する公職選挙法施行令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>第六条の三 地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十条の五の規定による様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>第八条 地方自治法第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第五十四条、第七十条又は第八十三条の規定による投票録、開票録又は選挙録並びに地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四において準用</p>	<p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四において準用する公職選挙法施行令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>第六条の三 地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第三項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十条の五の規定による様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>第八条 地方自治法第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第六項において準用する公職選挙法第五十四条、第七十条又は第八十三条の規定による投票録、開票録又は選挙録並びに地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四において準用</p>

する公職選挙法施行令第六十一条の規定による不在者投票に関する調書は、公職選挙法施行規則第十四条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

(削除)

第十二条の三 (略)

(削除)

する公職選挙法施行令第六十一条の規定による不在者投票に関する調書は、公職選挙法施行規則第十四条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第十二条の三 地方自治法第五十八条第三項の規定により同条第一項に

規定する条例を制定し又は改廃したときに、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該条例の要旨
- 二 当該条例を制定し又は改廃した理由
- 三 当該条例の新旧対照表
- 四 当該普通地方公共団体の組織図（当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの）

第十二条の三の二 (略)

第二十四条 地方開発事業団（以下「事業団」という。）に係る次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げる書類の様式に準ずるものとする。

<p>一 地方自治法施行令第二百二十四条第一項において準用する同令第四百七十七条第二項の規定による予算の調製の様式</p>	<p>第十四条に規定する予算の調製の</p>
<p>(一) 特定事業（地方自治法</p>	<p>第十四条に規定する予算の調製の</p>

<p>第三百八条第二項の特定事業をいう。以下同じ。）以外の事業に係る予算の調製の様式</p>	<p>様式</p>
<p>(二) 特定事業に係る予算の調製の様式 地方公営企業法施行規則</p>	<p>第十二条に規定する予算の様式</p>
<p>二 地方自治法施行令第二百二十一条の規定による書類の様式</p>	
<p>(一) 決算書の様式</p>	<p>第十六条に規定する決算の調製の様式</p>
<p>(二) 決算報告書の様式</p>	<p>地方公営企業法施行規則第十二条に規定する決算報告書の様式</p>
<p>(三) 損益計算書の様式</p>	<p>地方公営企業法施行規則第十二条に規定する損益計算書の様式</p>
<p>(四) 剰余金計算書又は欠損金計算書の様式</p>	<p>地方公営企業法施行規則第十二条に規定する剰余金計算書の様式</p>
<p>(五) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書の様式</p>	<p>地方公営企業法施行規則第十二条に規定する剰余金処分計算書の様式</p>

<p>(六) 貸借対照表の様式</p> <p>三 地方自治法施行令第二百二十二条の規定による書類の様式</p> <p>(一) 収益費用明細書の様式</p> <p>(二) 固定資産明細書の様式</p> <p>(三) 地方債明細書の様式</p>	<p>地方公営企業法施行規則第十二条に規定する貸借対照表の様式</p> <p>地方公営企業法施行規則第十二条に規定する収益費用明細書の様式</p> <p>地方公営企業法施行規則第十二条に規定する固定資産明細書の様式</p> <p>地方公営企業法施行規則第十二条に規定する企業債明細書の様式</p>
<p>2 地方自治法施行令第二百二十四条第一項において準用する同令第七百七十二條第一項の規定による必要な措置請求書の様式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>3 地方自治法施行令第二百二十四条第一項において準用する同令第四百四十七條第一項及び第五百十條第二項に規定する総務省令で定める区分は、歳入歳出予算の款項の区分及び目節の区分にあつては第十五條の規定に定めるところによるものとし、予定収入及び予定支出の款項の区分にあつては地方公営企業法施行規則第十二条に規定する予算の様式に定めるところによるものとする。</p>	<p>4 地方自治法施行令第二百二十四条第四項において準用する地方公営企</p>

業法施行令第十六条第五項の勘定科目の区分は、地方公営企業法施行規則第二条の二第二項に定めるところによるものとする。

5 地方自治法施行令第二百二十四条第四項において準用する地方公営企業法施行令第二十四条の二に規定する総務省令で定める資産は、事業団の有形固定資産のうち、資本的支出に充てるために交付された補助金又は当該有形固定資産によつて便益を受ける者から提供された金銭若しくは物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得したものについて、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために交つた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価（事業団が償却資産を取得したときにおいて当該償却資産を示す勘定に計上する価額をいう。）又は帳簿価額（事業団に属する資産について貸借対照表につけられた価額をいう。）とみなして、毎事業年度減価償却を行なつた場合における当該減価償却を行なわなかつた部分に相当するものとする。

別記

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

平成何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求代表者署名簿（第 号）

別記

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

平成何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求代表者署名簿（第 号）

			の有効印
			番号
			署名日
			住所
			生年月日
			氏名
			印
		代筆者の住所	代筆をした場合（地方自治法第七十四 条第八項及び第九項に該当する場合の み代筆を行うことができます。当該規 定に違反した場合には、同法第七十四 条の四第二項から第四項までの規定に より、三年以下の懲役若しくは禁錮又 は五十万円以下の罰金に処せられます ）。
		代筆者の生年月日	
		代筆者の氏名	
		代筆者の印	
			備考

備考

一〇四（略）

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

平成何年何月何日

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者署名簿

（第 号）

			の有効印
			番号
			署名日
			住所
			生年月日
			氏名
			印
		代筆者の住所	代筆をした場合（地方自治法第七十四 条第七項及び第八項に該当する場合の み代筆を行うことができます。当該規 定に違反した場合には、同法第七十四 条の四第二項から第四項までの規定に より、三年以下の懲役若しくは禁錮又 は五十万円以下の罰金に処せられます ）。
		代筆者の生年月日	
		代筆者の氏名	
		代筆者の印	
			備考

備考

一〇四（略）

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

平成何年何月何日

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者署名簿

（第 号）

			の有効		備考
			無効	有効	
			番号		
			日 年月	署名	
			住所		
			月日	生年	
			氏名		
			印		
		代筆者の住所	<p>代筆をした場合（地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第八項及び第九項に該当する場合のみ代筆を行うことができず。当該規定に違反した場合には、同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第二項から第四項までの規定により、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。）</p>		
		代筆者の生年月日			
		代筆者の氏名			
		代筆者の印			
					備考

(削除)

備考  
一～四 (略)

			の有効		備考
			無効	有効	
			番号		
			日 年月	署名	
			住所		
			月日	生年	
			氏名		
			印		
		代筆者の住所	<p>代筆をした場合（地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第七項及び第八項に該当する場合のみ代筆を行うことができず。当該規定に違反した場合には、同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第二項から第四項までの規定により、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。）</p>		
		代筆者の生年月日			
		代筆者の氏名			
		代筆者の印			
					備考

何事業団理事長（理事）（監事）（職員）措置請求書様式（第二十四条関係）

(略)

備考  
一～四 (略)



改 正 案	現 行
<p>（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用等）</p> <p>第一条 この規則中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。）に対して課する市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税及び事業所税に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 都の市町村に対するこの規則の適用については、「道府県知事」とあるのは「都知事」と読み替えるものとする。</p> <p>3 全部事務組合は、この規則の適用については、一町村とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（調査の対象となる職員）</p> <p>第三条 調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する都道府県（都道府県の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、市町村（特別区並びに市、特別区又は町村の加入する一部事務組合及び広域連合で都道府県の加入しないもの並びに財産区を含む。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人の職員のうち、次の各号に掲げる者以外の者（以下「職員」という。）とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号から第五号まで及び同法附則第二十一項に規定する職にある者</p> <p>二 一般職に属する者で臨時又は非常勤のもの</p> <p>三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた者を除く。）</p> <p>四 未帰還職員</p> <p>2 （略）</p>	<p>（調査の対象となる職員）</p> <p>第三条 調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する都道府県（都道府県の加入する一部事務組合、<u>広域連合及び地方開発事業団を含む。</u>以下同じ。）、市町村（特別区並びに市、特別区又は町村の加入する一部事務組合、<u>広域連合及び地方開発事業団</u>で都道府県の加入しないもの並びに財産区を含む。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人の職員のうち、次の各号に掲げる者以外の者（以下「職員」という。）とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号から第五号まで及び同法附則第二十一項に規定する職にある者</p> <p>二 一般職に属する者で臨時又は非常勤のもの</p> <p>三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた者を除く。）</p> <p>四 未帰還職員</p> <p>2 前項第二号に掲げる者には、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が次条に規定する調査の期日において引き続き十二月を超える者は含まないものとする。</p>

○ 特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（道府県に係る三月分の算定方法）</p> <p>第四条 各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>	<p>（道府県に係る三月分の算定方法）</p> <p>第四条 各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="742 123 790 392">事項</th> <th data-bbox="742 392 790 1108">算定方法</th> </tr> <tr> <td data-bbox="502 123 742 392"> <p>一〇十五</p> <p>十六 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p> </td> <td data-bbox="502 392 742 1108"> <p>（略）</p> <p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合、広域連合又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定により</p> </td> </tr> </table>	事項	算定方法	<p>一〇十五</p> <p>十六 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>（略）</p> <p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合、広域連合又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定により</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="742 1108 790 1377">事項</th> <th data-bbox="742 1377 790 2089">算定方法</th> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1108 742 1377"> <p>一〇十五</p> <p>十六 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p> </td> <td data-bbox="502 1377 742 2089"> <p>（略）</p> <p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合、広域連合又は地方開発事業団（以下「一部事務組合等」という。）を組織する道府県にあつては、当該一</p> </td> </tr> </table>	事項	算定方法	<p>一〇十五</p> <p>十六 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>（略）</p> <p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合、広域連合又は地方開発事業団（以下「一部事務組合等」という。）を組織する道府県にあつては、当該一</p>
事項	算定方法								
<p>一〇十五</p> <p>十六 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>（略）</p> <p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合、広域連合又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定により</p>								
事項	算定方法								
<p>一〇十五</p> <p>十六 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>（略）</p> <p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合、広域連合又は地方開発事業団（以下「一部事務組合等」という。）を組織する道府県にあつては、当該一</p>								

十七〜四十五

なお従前の例によることとされた地方開発事業団（以下「一部事務組合等」という。）を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、同法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び同法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「経営健全化計画」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等にかかる当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

(略)

十七〜四十五

部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、同法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び同法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等にかかる当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

(略)

二～四 (略)  
2・3 (略)

二～四 (略)  
2・3 (略)

○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（読替え）</p> <p>第四十七条の二 法第二百二十九条第一項又は第三百二十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。</p> <p>一 特別区のある地 特別区</p> <p>二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（読替え）</p> <p>第四十七条の二 法第二百二十九条第一項又は第三百二十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。</p> <p>一 特別区のある地 特別区</p> <p>二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区</p> <p>三 全部事務組合のある地 全部事務組合</p> <p>四 役場事務組合のある地 役場事務組合</p>

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定）</p> <p>第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の三の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二第一項第四号の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の三第一項、第三項及び第四項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p>	<p>（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定）</p> <p>第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の三の二の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二第一項第四号の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合について準用する。この場合において、同規則第十二条の三の二第一項、第三項及び第四項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金又は補助金）</p> <p>第六条 令第十一条第三号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した負担金又は補助金とする。</p> <p>附 則</p> <p>（地方債の特例の対象となる組合が経営する公営企業の廃止に係る経費）</p> <p>第二条の四 法第三十三条の五の七第一項第二号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が当該公営企業を経営する地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、関係地方公共団体の協議により同項第一号に規定する経費に相当する経費の財源に充てるものとして当該地方公共団体が負担するものと定められたものとする。</p>	<p>（地方公共団体の組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金又は補助金）</p> <p>第六条 令第十一条第三号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した負担金又は補助金とする。</p> <p>附 則</p> <p>（地方債の特例の対象となる組合等が経営する公営企業の廃止に係る経費）</p> <p>第二条の四 法第三十三条の五の七第一項第二号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が当該公営企業を経営する地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、関係地方公共団体の協議により同項第一号に規定する経費に相当する経費の財源に充てるものとして当該地方公共団体が負担するものと定められたものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額）</p> <p>第十条 法第二条第四号ニに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該地方公共団体が加入する組合ごとに、地方債に関する省令第六条の総務大臣が調査した負担金又は補助金の額の算定方法に準じて総務大臣が定める基準に従って当該地方公共団体において算定した額の合計額とする。</p> <p>（組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額）</p> <p>第十三条 法第二条第四号チに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>一 法第二条第四号チに掲げる連結実質赤字額に相当する額（以下「組合の連結実質赤字額」という。）について、当該組合の加入団体間であん分方法が取り決められている組合 当該あん分方法に従って計算した額</p> <p>二 組合の連結実質赤字額について、当該組合の加入団体間であん分方法が取り決められていない組合 当該組合に設置されている会計ごとに、法第二条第二号イに掲げる合算額又は同号ロに掲げる資金の不足額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共</p>	<p>（組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額）</p> <p>第十条 法第二条第四号ニに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該地方公共団体が加入する組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団ごとに、地方債に関する省令第六条の総務大臣が調査した負担金又は補助金の額の算定方法に準じて総務大臣が定める基準に従って当該地方公共団体において算定した額の合計額とする。</p> <p>（組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額）</p> <p>第十三条 法第二条第四号チに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる組合又は地方開発事業団（以下「組合等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>一 法第二条第四号チに掲げる連結実質赤字額に相当する額（以下「組合等の連結実質赤字額」という。）について、当該組合の加入団体間又は当該地方開発事業団の設置団体間であん分方法が取り決められている当該組合等 当該あん分方法に従って計算した額</p> <p>二 組合等の連結実質赤字額について、当該組合の加入団体間又は当該地方開発事業団の設置団体間であん分方法が取り決められていない当該組合等 組合等ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合計した額</p>



団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額が、同号ハに掲げる当該超える額又は同号ニに掲げる資金の剰余額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額を超える場合における当該超える額

(削除)

(削除)

(市町村の廃置分合に係る特例)

第二十条 令第二十三条第一項の規定により市町村の廃置分合があった場合における当該廃置分合後の市町村（以下「廃置分合後の市町村」とい

イ 組合 組合に設置されている会計ごとに、法第二条第二号イに掲げる合算額又は同号ロに掲げる資金の不足額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額が、同号ハに掲げる当該超える額又は同号ニに掲げる資金の剰余額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額を超える場合における当該超える額

ロ 地方開発事業団 当該地方公共団体が地方開発事業団に委託した事業のうち、実質赤字額（地方自治法第三百八条第二項に規定する特定事業にあつては資金不足額）に相当する額（以下「赤字額」という。）がある事業における当該赤字額が、実質黒字額（特定事業にあつては資金剰余額）に相当する額（以下「黒字額」という。）がある事業における当該黒字額を超える場合における当該超える額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして当該地方公共団体において事業の内容に応じ総務大臣が定める基準に従って算定した額

(市町村の廃置分合に係る特例)

第二十条 令第二十三条第一項の規定により市町村の廃置分合があった場合における当該廃置分合後の市町村（以下「廃置分合後の市町村」とい

う。)について、当該廃置分合があつた年度又はその翌年度における当該廃置分合後の市町村の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に相当する比率については、次の各号に掲げる比率に及び、当該各号に定めるところによる。

一〜三 (略)

四 将来負担比率に相当する比率 法第二条第四号イからチまでに掲げる地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額、組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担

う。)について、当該廃置分合があつた年度又はその翌年度における当該廃置分合後の市町村の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に相当する比率については、次の各号に掲げる比率に及び、当該各号に定めるところによる。

一 実質赤字比率に相当する比率 法第二条第一号に規定する実質赤字額として次条に定めるところにより算定した額を同号に規定する標準財政規模の額として次条に定めるところにより算定した額(以下この条及び次条において「標準財政規模の額」という。)で除して得た数値

二 連結実質赤字比率に相当する比率 法第二条第二号に規定する連結実質赤字額として次条に定めるところにより算定した額を標準財政規模の額で除して得た数値

三 実質公債費比率に相当する比率 法第二条第三号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額として次条に定めるところによりそれぞれ算定した額の合算額から同号に規定する地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額として次条に定めるところにより算定した額及び同号に規定する算入公債費等の額として次条に定めるところにより算定した額(以下この条において「算入公債費等の額」という。)の合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

四 将来負担比率に相当する比率 法第二条第四号イからチまでに掲げる地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額、組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る

等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額として次条に定めるところによりそれぞれ算定した額の合算額が同号りからルまでに掲げる地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として次条に定めるところによりそれぞれ算定した額の合算額を超える場合における当該超える額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

第二十一条 (略)

2 4 (略)

5 (略)

地方公共団体の負担等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額として次条に定めるところによりそれぞれ算定した額の合算額が同号りからルまでに掲げる地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として次条に定めるところによりそれぞれ算定した額の合算額を超える場合における当該超える額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

第二十一条 (略)

2 4 (略)

5 当該年度の前年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において

市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が廃置分合年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の元利償

6 当該年度中途において市町村の廃置分合があつた廃置分合後の市町村については、前条に規定する地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てられた一般会計等からの繰入れ見込額、組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額、地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額（以下「地方債の現在高等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一・二 (略)

還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれあん分するものとする。

6 当該年度中途において市町村の廃置分合があつた廃置分合後の市町村については、前条に規定する地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てられた一般会計等からの繰入れ見込額、組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額、地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額（以下「地方債の現在高等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の地方債の現在高等をそれぞれ合算したものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の現在高等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の地方債の現在高等をあん分するものとする。